

令和6年度ライセンス制実施の主な内容

(対象魚種：サクラマス)

胆振海区委員会指示内容

1 期 間 制限期間 12月15日から 3月15日まで(3ヶ月間)
(申請期間：原則11月25日まで)

2 承 認 船舶毎の委員会承認
承認対象船舶：遊漁船・プレジャーボート(原則総トン数20トン未満)

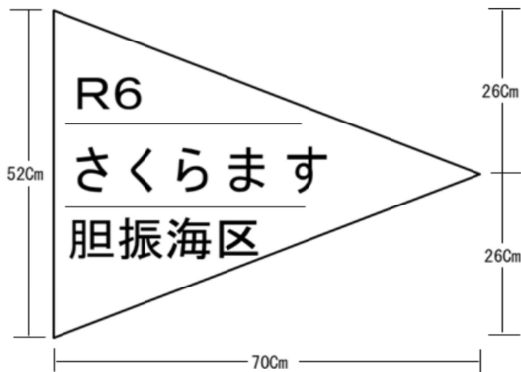
3 承認船の 遵守事項等 ライセンス海域 下 記 海 域 図
釣 獲 時 間 A 海 域 日の出から14:00まで
B 海 域 日の出から正午まで
章 旗 の 形 状 別 図 の と お り
そ の 他 章 旗 の 掲 揚 ・ 釣 果 報 告 の 提 出

4 乗船者の遵守事項
漁具及び漁法の制限 竿釣りに限定。なお、同時に使用する竿数は1人1本(ただし、プレジャーボートに乗船して行う場合を除く)
釣獲尾数制限 釣獲し、保持することができるサクラマスは1日1人10尾以内
そ の 他 ・ 釣獲魚の廃棄の禁止：釣獲したさくらますは、放流する場合を除き持ち帰らなければならない。
・ 釣獲魚の販売等の禁止
※北海道漁業調整規則で全長20センチメートル未満は採捕禁止となっています。
※全長20センチメートル以上の魚は、リリースが可能です。

5 指示に従わない者への措置
指示に従わない場合は船舶承認の取り消し又は次回の承認を行わない等の措置をとる。

(別図)

章旗の形状



章旗の形状は、上図の寸法以上とする。

章旗の形状は、左図の寸法以上とする。

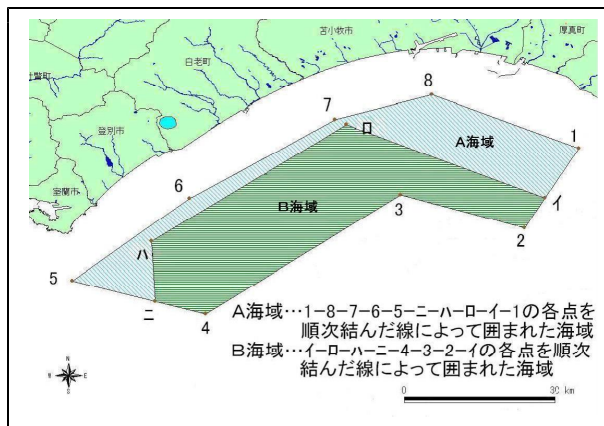
- ・ 各文字及び数字は、明りょうに表示すること。
- ・ 「さくらます」の文字の大きさは、縦10センチメートル以上
- ・ 横5センチメートル以上、太さは1センチメートル以上、
間隔は0.5センチメートル以上とする。
- ・ 文字及び数字は黒色とする。
- ・ 章旗の地色は、遊漁船は青色、プレジャーボートは黄色とする。

実行協議会規約内容

6 協力金額 (承認期間に関わらず次の額とする)
遊漁専業船 33,000円 遊漁兼業船 33,000円
プレジャーボート 7,000円

7 保険加入
賠償責任保険額が3,000万円以上、捜索救助費用保険額が200万円以上の加入をお願いしております。冬期間であることから、海難にあふ確率が高くなっています。
万が一のためにも保険の加入を励行してください。

ライセンス海域



各点の座標値

| 点名 | 緯度 | | | 経度 | | |
|----|----|----|----|-----|----|----|
| | 度 | 分 | 秒 | 度 | 分 | 秒 |
| 点1 | 42 | 27 | 15 | 141 | 54 | 56 |
| 点2 | 42 | 18 | 41 | 141 | 49 | 08 |
| 点3 | 42 | 22 | 14 | 141 | 35 | 50 |
| 点4 | 42 | 09 | 29 | 141 | 15 | 00 |
| 点5 | 42 | 13 | 04 | 141 | 00 | 40 |
| 点6 | 42 | 21 | 51 | 141 | 13 | 15 |
| 点7 | 42 | 30 | 16 | 141 | 28 | 46 |
| 点8 | 42 | 32 | 53 | 141 | 39 | 09 |
| 点イ | 42 | 21 | 53 | 141 | 51 | 18 |
| 点ロ | 42 | 30 | 00 | 141 | 30 | 00 |
| 点ハ | 42 | 17 | 17 | 141 | 09 | 09 |
| 点ニ | 42 | 10 | 50 | 141 | 09 | 35 |